

長崎国際大学学術機関リポジトリ運用指針

(目的)

第1条 この指針は、長崎国際大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）規程に基づき、長崎国際大学（以下「本学」という。）において運用するリポジトリの運用指針を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 このリポジトリは、本学における教育研究活動によって生み出された学術研究成果物（以下「研究成果物」という。）を収集し、電子化により恒久的に蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することで学術情報基盤の充実を図り、社会に貢献することを目的とする。

(管理と運用)

第3条 リポジトリの管理と運用は、長崎国際大学研究センター委員会（以下「委員会」という。）の承認の下、長崎国際大学図書館（以下、「図書館」という。）が行う。

(登録者)

第4条 リポジトリに登録できる者（以下「登録者」という。）は、以下に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員、大学院生
- (2) その他、委員会が特に認めた者

(登録対象)

第5条 リポジトリへ登録する研究成果物は、登録者が関与したものであり、委員会が承認し、次の各号に掲げるもので、第2項以降の要件を満たすもの。

- (1) 学術論文（長崎国際大学論叢、学術雑誌掲載論文等）
 - (2) 学位論文（博士論文、要旨等）
 - (3) 報告資料（科学研究費補助金研究成果報告書、学術研究報告会レジュメ、プレゼンテーション資料、その他報告書等）
 - (4) 教育資料（講義資料、講演記録、教材等）
 - (5) 本学の刊行物等
 - (6) その他、委員会が適当と認めたもの
- 2** 原則として、内外の学術機関等により公表されたものであること。
- 3** 電子的フォーマットで作成されていること。
- 4** 法令上・社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
- 5** ネットワークを通じて配信できること。
- 6** 公開することについて問題が生じないこと。

(登録手続き)

第6条 登録者は、リポジトリの登録システムを通じて、自ら作成した研究成果物若しくは作成に関わった研究成果物を登録することができる。また、登録にあたっては所定の手続きにより図書館に登録作業を依頼することができるものとする。

(著作権と利用許諾)

第7条 リポジトリに登録するにあたり、登録者は著作権者（登録者、共著者等を含む）から、第8条に掲げる登録及び公開についての許諾を得ておかなければならない。

(研究成果物の登録及び公開)

第8条 研究成果物は著作権及び公開に関わる支障がないことを確認した上で、以下の方法によって登録し、公開するものとする。

- (1) 研究成果物を複製し、リポジトリを構築しているサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて不特定多数に無料で公開（配信）する。
- (3) 利用と保存のため、必要な複製や媒体変換を行う。

(削除または非公開)

第9条 リポジトリに登録された研究成果物が次の各号のいずれかに該当する場合は委員会の議を経て、研究成果物の一部又は全部削除若しくは非公開化にする。

- (1) 登録者から削除または非公開化の申請があった場合
- (2) 盗用または剽窃が明らかとなり著作権等を侵害していることが明白になった場合
- (3) 公序良俗に反し、内容が著しく不適切であると認められる場合
- (4) その他委員会が特に認めた場合

(免責事項)

第10条 登録された研究成果物の内容に関する責任は当該登録者が負うものとする。

2 登録された研究成果物を利用することによって生じた利用者、登録者または著作権者の損害については、本学、図書館及び委員会は一切責任を負わないものとする。

(運用指針の改廃)

第11条 この運用指針の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年5月13日から施行する。